

## 「使用済物品等の放置防止に関する条例案」に関する意見募集の結果について

【募 集 期 間】 平成27年10月20日（火）～30日（金）

【意見募集の結果】 応募総数 13名  
 （内訳）電子メール 8名  
 ファクシミリ 5名

### 【意見の内容と本県の考え方】

意見の概要	本県の考え方
<p>【責務関係】</p> <p>○県の責務は、広報活動を増やして県民に周知させることが一番だと思う。何が悪いのか、不適切な業者に提供したものの行く末を知っているのか、海外へ流れた後はどうなっているか、といったこのあたりをもっと知らせるべきであると思う。</p> <p>【規制の対象】</p> <p>○保管行為に関する対象は保管量3㎡以上を予定とあるが、農機具やバイクは数台あると保管基準を超えるし、一般的には屋根がなくとも中古品としての体はなすと思うので、これらも対象にすべきか疑問</p> <p>○放射性物質を含むものを実際にどう判別するのか、また、そのような事例があった場合の処置方法の届出も必要ではないか。</p> <p>○既にリサイクル法で業を行っている業者も対象になるのか？                  また、リサイクル法にのったものは廃棄物と定義してしまえば、小売店が商慣習で行っているサービスでの同等品の引き取りも一般廃棄物の業の許可なくしては認められなくなり、経営を圧迫するのではないか。</p>	<p>←周知の必要はご指摘のとおりですので、条例施行前にテレビ等を通じてしっかり広報を行っていきます。</p> <p>←御指摘を踏まえ、数量ではなく、使用済物品の本来用途で回収したものを販売する業態を適用除外とするよう規定を整備することといたしました。</p> <p>←放射線を発する製品は、特殊なものでありそのことをあらかじめ承知の上、使用されるものと考えております。この条例では、そのことを知り得るにも関わらず、不適切に屋外に放置するようなことがないように、一般的義務として禁止しようとするもので放射線測定等を前提に判別を求めるものではありません。なお、このようなものの放置を確認したときは、県への通報ができる規定といたしました。</p> <p>←家電リサイクル法等の規定により、法の対象となる廃棄物の収集、処理を行う者が、廃棄物に該当しない(法の対象とならない)使用済物品の取引を行う場合は本条例の各種規定が適用されるものと整理しています。                  なお、商品販売時に商習慣として行われる下取り(販売者自らが運搬する場合に限る)は、下取りされるものが廃棄物の場合、環境省が示す取扱に基づき、廃棄物処理業の許可不要は不要です。</p>

意見の概要	本県の考え方
○企業から小型家電や自転車等を有価物で買い取る場合はどうなるのか。	←回収業者の引き取り先を個人に限定すべきではなく、企業から買い取る場合も条例が適用になるものと整理しています。
○業として収集とあるが、趣味で集めることは条例の対象外となるのか。	←これまでの放置の例は、事業として行われたものが市況等、様々な事情により事業継続ができなくなったことで発生していることを勘案し、事業として行われるもののみを対象とします。
○規制の対象物について、一部に金属が用いられた物も含まれることとなっているが、専ら物（廃棄物処理法の適用を受けない専ら再生利用の目的となる廃棄物）は除かれるのか。	←ご指摘のとおり、法で規制対象外となっている専ら物（再生可能な金属の廃棄物）を条例で規制すべき状況にはないことから除外としています。
<b>【届出関係】</b>	
○収集・保管行為の届出について、引き渡し先の素性確認をすべきではないか。	←条例目的の放置の禁止と営業の自由のバランスを考慮し、県が収集行為の端緒を把握できるよう届出制としました。制度上、届出は、形式要件が整って提出されれば、義務は果たされたものとなりますので、ご提案のような確認を要件とすることは難しいと考えております。
○事業を継続して行うに足りる財務計画とは会社全体でよいのか。	←届出内容の詳細は、規則で定めることとしており、財務計画の可否を含め、ご意見を踏まえ、適切に定めてまいります。
○反社会的勢力とのつながりがないか等の確認が届出時に必要ではないか。	←自由な経済活動と条例目的の達成の両面のバランスを考え、この条例では届出制としていることから、許可制のような申請者の資格要件の定めまでは難しいと考えています。
<b>【遵守基準関係】</b>	
○保管場所に囲いを設ければ見えづらくなり余計何をやっているのか分からなくなりはないか。また、巡回の回数やタイミングについてどう考えているのか。	←囲いは、自ら収集・保管の意図のない物が持ち込まれることのないよう管理を明確にするために設置を義務付けようとするものであり、基準として必要と考えています。なお、条例で県の職員は事業所への立ち入り、必要な検査等を行うことができる権限を持つこととなりますので、基準を定め、定期的な巡回を行う予定としています。

意見の概要	本県の考え方
<p>○既存業者の中には、大型機械を設置し、切断等を行っている業者があるが、切断後に出てくるはずの残渣や廃液・廃油についての届出は、法に則っているか併せて調べる必要があるのではないかな。</p> <p>小型家電にもフロンガスが含まれているので、基準として何らかの規定が必要ではないか。公害防止上の騒音・振動についても同じである。</p>	<p>←巡回、立入等の際に実態を確認し、廃棄物処理法等に抵触するようなことがあれば、その都度指導をします。</p> <p>なお、このたびの条例の趣旨は使用済物品の放置防止であり、フロン漏えい防止、公害防止はそれぞれ別の規制があることから、ご提案の内容での修正は考えておりません。</p>
<p>○車両への表示がスペース上困難な場合がある。</p>	<p>←県民への分かりやすさも重要な要素であり、表示をなくすことはできませんが、表示の仕方については、ご意見を踏まえ検討します。</p>
<p>○側溝、油水分離槽の設置、水質検査等の土壌汚染対策を求める。</p>	<p>←条例では、「汚水又は廃液が漏れ出し、又は流出しないものであること」を保管基準として定めることとしています。</p>
<p><b>【罰則関係】</b></p> <p>○罰則について、罰金が20万円では安いと思う。一時金として支払ってしまえば一時は逃れられるので大丈夫という手口を使われかねない。条例内での最高の額を課すべきではないか。</p>	<p>←他の規制条例のバランスと実効性の観点から20万円と定めようとするものです。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>○条例の目的は理解できるが、規制の必要な対象の行為が何なのかなどの現状把握・整理をし、市町村の関わり方も含め、多角的な検討が不足しているように感じる。性急にならず、しっかり議論の上内容を詰めていっていただきたい。</p>	<p>←法の谷間にある使用済物品の不適正な処理の是正を求める意見を踏まえ、その目的（放置防止）、規制の手法（事前届出制、基準の遵守、指導等）を含め、必要な検討を行った上で県として条例案を提案しようとするものです。</p> <p>ご指摘のように一般廃棄物の処理責任を有する市町村との連携は非常に重要と考えておりますので、条例の内容を市町村に十分周知し対応していきたいと考えております。</p>
<p>○不適正な回収業者の広告について、広告を扱う業者に周知し、回収業者からの広告の申し出があった場合、県の許可を得るような仕組みを作ってはどうか。</p>	<p>←不用品放置防止に直接関係しない広告について許可といった厳しい規制を行うことは考えておりません。</p>
<p>○県民が届出を行ったとわかりやすい表示やマークの掲示を業者に義務付けて欲しい。</p>	<p>←ご意見を踏まえ、わかりやすい表示の仕方を規則で定めてまいります。</p>

意見の概要	本県の考え方
<p>○既存業者の中にも家電や小型家電あるいは農機具・バイク・大型機械等を破壊し原形を留めない状態で野積みしている業者も見受けるが、条例制定後はその状態のものがあれば適用されるのか。</p>	<p>←新規に事業をはじめる場合に限らず、条例施行時点で該当の事業を行っている場合は届出が必要となり、また遵守基準も適用(ただし一定の経過措置期間は設ける予定)されます。</p>
<p>○届出をした上で県外業者が軽トラックで収集のみを県内で行い県外に保管することが増えると予想されるが、問題が県外へ移行するだけではないのか。</p>	<p>←県内での使用済物品の放置防止を条例の目的においており、ご指摘のようなことが起これば、それぞれの自治体で対策するか、国レベルの法で対応することが必要と考えています。</p>
<p>○違法行為をしていると思われる業者へ持ち込む者は、一般の者より日銭ほしさの業者が多いはずである。これらの業者への対策を考えていないか。</p>	<p>←使用済物品の収集又は保管行為を行う者に、事業を行う際の遵守基準を定め必要な指導等を行うことで条例の目的とする放置の防止は適うものと考えており、持ち込む者への規制までは考えておりません。</p>

<その他のご意見>

- この条例がうまく機能し、またこういった条例が、全国に展開していくことを期待する。
- たまに軽トラックで無料回収を行う業者をみるが、一般の人はそういう業者が違法業者ということを知らないのではないか。今回の条例を機にそういう不法投棄・違法業者がなくなればよいと思う。